

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジユ棟指定管理者選定審査会規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジユ棟指定管理者選定審査会規則
(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジユ棟指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、指定管理者の選定に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は、一年とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

(秘密の保持)

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員以外の者の出席)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、意見を聴く

「」とができる。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、農林部なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。